

寄附金等取扱規程

社会福祉法人博遊会

寄附金等取扱規程

寄附金、寄附物品等の受領及び管理については、下記事項に留意し、その処理を遺漏なく取り扱う。

1 寄附金、寄附物品受領の受付

- (1) 寄附は、原則法人本部受付とする。
- (2) 寄附の申出があったときは、速やかに施設長に報告し、また寄附金等受入報告書(別紙様式第1号)を提出すること。

2 現金の寄附受領手続

- (1) 寄附の申出者から寄附申込書(別記第2号様式)の提出を受けること。
- (2) 速やかに歳入の調定を行い、現金の収納手続きをとること。
- (3) 現金の収納手続が完了したときは、寄附者に対して寄附受領書(別記様式第4-①号)を交付すること。

3 物品の寄附受領手続

- (1) 寄附申込者から寄附申込書(別記第3号様式)の提出を受けること。
- (2) 速やかに物品の調定を行い、受け取り手続きをとること。
- (3) 物品の受け取り手続が完了したときは、寄附受領書(別記様式第4-②号)を発行すること。

4 公有財産の寄附受領手続

- (1) 公有財産の寄附申出があったときは、次に掲げる事項を記載した書類を速やかに理事長に提出すること。
 - ア 土地又は建物にあっては、その所在地名、地番又は住居番号、その他の財産にあっては、物件の名称
 - イ 寄附目的又は条件
 - ウ 寄附受領後の用途及び利用計画
 - エ 当該財産の明細及び評価価格
 - オ 当該財産の保管状況
 - カ その他参考となるべき事項
- (2) 前各号に定めるもの以外の手続は、原則として理事長が定めるものであること。

5 負担付寄附の受領手続

負担付寄附の申出があったときは、理事会の議決を経た後に受領の手続を行うものであること。

6 その他

- (1) 異例又は問題を有する寄附受領については、それぞれの事案決定区分にかかわらず、理事長に報告のうえ、適切な措置をとること。
- (2) 寄附受領に関して疑義のある場合は、理事会にて協議すること。

(様式第1号)

理事長	施設長	担当

寄附金等受入報告書

以下のとおり、寄附の申し出がありましたので報告いたします。

令和 年 月 日

施設名 _____

ふりがな	
寄附者氏名	
ふりがな	
ご住所	
寄附金額	
寄附物品名	
評価額	
数量	
納品日 納入方法	
備考	

(様式第2号)

理事長	施設長	担当

寄附申込書

令和 年 月 日

社会福祉法人 博遊会
理事長 吉本剛二

殿

寄附者住所 _____

氏 名 _____ 印

このたび貴法人に対して下記のとおり寄附を申し込みます。

1. 寄附年月日 令和 年 月 日

2. 寄附目的

① 法人に一任します。

② その他（具体的に目的を書いてください）

[_____]

3. 金 額 _____ 円

4. 寄付の方法 ① 現 金 令和 年 月 日 予定

② 振 込 令和 年 月 日 予定

(様式第 4-①号)

寄 附 受 領 書

殿

金

ご寄附いただきました金員は、当法人が行う社会福祉事業の
ための寄附金として確かに受領いたしました。

令和 年 月 日

〒639-1001
奈良県大和郡山市九条町 307-1
社会福祉法人 博 遊 会
理事長 吉 本 剛 二

- ※ 当法人は社会福祉法人ですので、本寄付は所得税法第 78 条第 2 項第 3 号の寄附金控除又は法人税法第 37 条第 1 項、法人税法第 37 条第 4 項該当の損失金算入対象となり、当該領収書はその証拠資料となりますので保管してください。
- ※ 当法人は社会福祉法人ですので、印紙税法により印紙は添付いたしません。

備考

1. 寄附をした個人は、確定申告によって次の限度内で所得税法の寄附金控除が受けられます（所得税法78条第2項第3号該当）。

〔その年中に支出した特定寄附金（*1）の額の合計額と、その年中の合計所得額（総所得金額、山林所得金額の合計額）の40%相当額とのうち、いずれか少ないほうの額。〕

仮にその年分の所得が800万円の人で30万円を社会福祉法人に寄附した人は29万5千円の寄附金控除が受けられます。

*1 社会福祉法人に対する寄附金は所得税法上、寄附金控除の対象となる特定寄附金に該当します。

2. 寄附をした法人は、確定申告によって次の限度内で法人税法上損金算入ができます。

① 一般損金算入限度額（法人税法第37条第1項該当）

$$\left(\frac{2.5}{\text{期末資本金等} \times 1,000} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} + \frac{500}{\text{(所得金額+寄附金額)} \times 100} \times \frac{1}{2} \right)$$

上記の一般損金算入限度額は社会福祉事業を含めあらゆる寄付金について、損金算入が認められている限度額です。

② 社会福祉法人等に対する寄附金の特別損金算入限度額（法人税法第37条第4号該当）

社会福祉法人、学校法人及び独立行政法人等に対する寄附金は、その合計額について、上記①の一般損金算入限度額のほかに、これと同額を別枠で損金算入することができます。この場合には確定申告書に法人税法第37条第4項の規定による損金算入を行った旨を記載した法人税法施行規則別表14の「寄附金の損金算入に関する明細書」（要旨は税務署にあります）を添付してください。

③ 上記①と②の限度額は併用することができます。

なお、法人は会計経理において必ず損金経理を実施してください。

3. 上記の措置を受けるため確定申告に際してこの領収書が必要となりますので、相当期間大切に保存してください。

令和 年 月 日

殿

奈良県大和郡山市九条町307-1
社会福祉法人 博遊会
理事長 吉本 剛二

拝啓 [REDACTED]、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は当施設運営にご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

先日は、寄附の申し入れをいただき、誠にありがとうございました。つきましては、受領書を送付させていただきますので、ご査収のほどお願い申し上げます。

敬具

